

# プラトン『国家』内容梗概（第五卷）

水 崎 博 明

## 目 次

- 第一章 (449a1-450a4) 先立つ考察からの悪しき国家考察への方向づけの最中での、その中断
- 第二章 (450a5-451c3) ソクラテスの困惑と躊躇いにも関わらぬ省略された問題の取上げ要求と再着手の開始
- 第三章 (451c4-452e3) 「羊飼ひ」としての男女の同じ教育の逆説的外見の問題
- 第四章 (452e4-454d4) 「男女の同一教育」の逆説への問い
- 第五章 (454d5-456a7) 仕事への適性は男女ともただ同じ自然的素質にこそ拠るとの原則
- 第六章 (456b1-457b6) ソクラテスらの立法の最善たること
- 第七章 (457b7-458d6) 第二の大浪・・・婦女子の共有の逆説の問題へ
- 第八章 (458d7-460a7) 結婚の神聖化と有益化
- 第九章 (460b1-461e3) 優秀者の結婚・育児法・適齢・適齢後・親族の識別

- 第十章 (461e4-462e3) 残る課題、婦女子の共有の善の問題
- 第十一章 (462e4-464a7) 理想国における国民すべての苦楽の共有
- 第十二章 (464b1-465d1) すべてが共有された理想国の善と美風
- 第十三章 (465d2-467d4) 守護者の大なる幸福と自然本性に基づく共同の理論の確認
- 第十四章 (467d5-468c7) 共同の実現可能性、男女と子供の共同出征
- 第十五章 (468c8-469e3) 古風な栄誉の与え、敵どもの処遇
- 第十六章 (469e4-471c3) 前章3(敵どもの処遇)の続行
- 第十七章 (471c4-473b3) 我々の国制の実現可能性の問題を前にして
- 第十八章 (473b4-474c7) 〈哲人王〉の思想へ
- 第十九章 (474c8-475e2) 〈哲学者〉規定のための基本的分析からの帰結とそこでの不審
- 第二十章 (475e3-477b8) 〈哲学者まがい〉と〈真実の哲学者〉とを区別することへ
- 第二十一章 (477c1-478d7) 〈思惑〉とその対象との問題
- 第二十二章 (478e1-480a8) 〈思惑愛好者〉と〈愛知者〉との規定の結論

第一章 (449a1-450a4) 先立つ考察からの悪しき国家考察への方向づけの最中での、その中断

1. 先立つ考察からの確認

イ. 善く正しい国家と国制及び人間とを以上に述べたということ、そしてそれ以外が悪しき国家・国家の統治と個々人の魂のあり方の形成とにおいて間違った国家だと呼ぶのだということ

ロ. 悪しき国家は四つに分類されること

2. ソクラテスの悪しき国家の考察へのポレマルコス・アデイマントスの邪魔立て、議論省略への異存

イ. 異存・・・「妻女と子供の共有」の正しさの説明の要求

ロ. 説明要求の理由・・・その「正しさ」の問題は国家のあり方を全面的に左右する。

3. グラウコン・トラシユマコスの賛同

第一章 (450a5-451c3) ソクラテスの困惑と躊躇いにも関わらぬ省略された問題の取上げ要求と再着手の開始

1. ソクラテスの困惑・・・ラディカルな議論が思われる故に取り組みを回避しておきたかったこと

2. 困惑への励まし

イ. トラシユマコス・・・聴衆らはみな議論を聞くためにこそここにいること

プラトン『国家』内容梗概(第五卷)(水崎)

## ロ. グラウコン

1. ソクラテスは適度の議論をと言うが、理を弁えた人々にとっては全生涯をかけることがまさに適度である。
2. 子供と妻女の共有・養育の問題をこそ語るべし。
3. なお、ソクラテス、躊躇いを告げる・・・ソクラテスの議論の信じ難いものであること
4. グラウコンのなおの励まし
5. ソクラテス、その励ましを受けて
  - イ. 励ましの逆効果について・・・模索しつつの議論はもしや躓いて友人たちを巻き添えにしはせぬか不安である。
  - ロ. これからの議論のためのアドラストエアへの祈願
6. グラウコンの寛容・・・ソクラテスの議論は咎めず放免しよう、と
7. ソクラテスの議論の承知と再着手・・・残してしまった問題だったものの取上げ（男の劇完了後の女の劇）

## 第三章 (151c4-152a3) 「羊飼」としての男女の同じ教育の逆説的外見の問題

1. 子供と妻女の共有の問題は所期の方針によるべし・・・それは羊飼いとしての役目であった。
2. それ故の出生と教育ということ・・・牝犬も牡犬と同様、守るべきものを守り、ともに獲物を追い、仕事を共同すべし。
3. 同じ目的遂行のための同じ養育と教育ということ

4. 男子の教育には音楽・文芸と体育とがあったから、女子にも同様たるべし。

5. その結果の可笑しさ・・・女子の裸体になっての体育訓練の姿

6. 可笑しさを克服すべきこと

イ. 冷やかす連中への真実の知らせ（裸体こそ体育には最善と知られたこと）

ロ. そこからの審美眼の基準

1. 悪いものこそ可笑しいとすること

2. 「無知で劣悪なもの」以外を可笑しいとするのは美の基準を「善きもの」以外とするに至ること

#### 第四章（452a4-454d4） 「男女の同一教育」の逆説への問い

1. 第一の問い・・・男女の同一教育の実現可能性の問い

イ. 女性の素質はあらゆる仕事において男子と共同可能であるか。

ロ. 或るものは可能、或るものは不可能であるか。

ハ. 戦争に関する仕事はどちらか。

2. 相手側の質問を自分たちに向けて・・・自然本来の素質においての一人一仕事の原則への抵触は明らかではないのか。とすれば「男女同一教育・同一仕事」の主張は自己矛盾であろう。

## 3. ソクラテスの感想

イ. 疑義の強さと落ち込んだ所での泳ぎの必要と

ロ. しかし、疑義は言葉尻を捕らえた反論術に過ぎない。

## 4. 3のロの理由の説明

イ. 自然的素質の異同の本質の等閑り、何に關しての素質の異同かの限定の必要

ロ. 仕事に關してこそ素質の異同を注意していた。

## 第五章 (434b-436a) 仕事への適性は男女ともた同じ自然的素質にこそ拠るとの原則

## 1. 前章4の同意の上で「男女の同一教育・同一仕事」の問題を考察する。

イ. 男子と女子とのどちらか一方のみに或る技術や仕事に適性を持つならば、仕事は別となる。

ロ. 男は生まれ女は生むというその点だけが男女の相違点であれば、それだけでは仕事への適性の別は語り得ない。すなわち、守護者とその妻女とは同じ仕事に携わることがあってよいことになる。

ハ. それ故、反対論者には国家設営上のどんな仕事において男女の素質は相違するものなのかの証明を求むべし。

## 2. 国家設営において女子のみに限られるべき仕事はないことの論証

## イ. 適性所有の判断基準

1. 学習の容易と難渋との差において

2. 一を聞き十を知る推察力と十を聞くも一さえ知らぬ愚鈍と

3. 身体の精神への十分な奉仕と妨げと

ロ. 人間の仕事全般においての男子の女子に対する凌駕

ハ. すなわち、『凌駕』を見る限りはそこに男女の平等な参画がある。

ニ. すなわち、男女は自らの自然的素質において参画している。但し、仕事における女子の弱さ

ホ. だが、仕事は男子のみの負担ではなく女子の負担でもある。

ヘ. 女子もその適性に応じて仕事を負担している。

1. 医者への適性

2. 音楽への適性

3. 体育への適性

4. 戦争への適性

5. 知識への適性

6. 気概の所有

7. 国家の守護への適性（男子の守護者選任に際しても『適性』をこそ考慮した）

3. 結論・・・国家守護の任務に必要な自然的素質は男女において等しい。

プラトン『国家』内容梗概（第五卷）（水崎）

1. 前章3の結論からの演繹・・・守護的適性を持つ女子もまた同族の男子とともに住み、守護の任に当たるべし。
2. 再確認・・・同一の自然的素質には同一の営みを課すべき原則の
3. すなわち、守護者の妻女にも音楽・文芸と体育を課すべき結論
4. この結論に照らして・・・我々の立法の物事の自然本来に即した実現可能性、現行の遣り方の反自然
5. 考察課題の復讐から
  - イ. 考察課題・・・実現可能性と最善性
  - ロ. 前者は証明された今は後者のみが課題である。
6. 最善性の証明
  - イ. 守護者養成の教育はその目的に関する限り男女とも同一の教育たるべし。
  - ロ. およそ男子の間には優劣が認められること
  - ハ. 男子の優秀は守護者が然るべく教育されてこそ実現する。
  - ニ. 守護者こそ最優秀である。
  - ホ. 女子もまた守護者たる女子こそ最優秀である。
  - ヘ. 最優秀はすなわち最善



ト. 最優秀は音楽・文芸と体育との与えにより達成される。

チ. 結論・・・我々の立法の最善たること

7. 右の結論から

イ. 守護者の妻女たちの脱衣の必要（衣服の代わりに徳を身に着けるため）

ロ. 裸体の女を笑う者・・・笑いの未熟な実を摘み取る者、笑っているものを知らぬ者

ハ. ロの理由・・・益になることは美しく、害になることは醜い。

第七章 (457b7-458b6) 第二の大浪・・・婦女子の共有の逆説の問題へ

1. 男女同一教育・同一任務の逆説は第一の大浪であったが、その実現可能性と最善とを語り得たことの宣言

2. 続くより大きな浪・・・婦女子の共有の逆説（私的同棲の禁止、親子の面識の禁止）

3. 逆説についてのソクラテスとグラウコンの見込み

イ. ソクラテスの場合・・・婦女子の共有は、もしそれが可能なら最大の善たらずとする異論はあるまいとの予測、但し、可能性については多くの異論を予測

ロ. グラウコンの場合・・・可能性も最善たることも異論を予想

4. ソクラテスの対応

プラトン『国家』内容梗概（第五卷）（水崎）

イ. グラウコンの予想に先ずは応ずる。

ロ. 次いでその対応に条件を出す・・・可能性の論議を先送りして可能性を先ずは仮定し、その上での措置を考察してその措置の実行の有益を示す手順を取りたいこと

5. 考察開始・・・支配者と補助者との任務は、前者は命令し後者がそれに従うことである。

6. 同じ自然的適性を持つ男女の選出とその支配者への引渡し、彼らの共同居住・共同教育、そして恋の必然による結合

## 第八章 (458a1-460a1) 結婚の神聖化と有益化

1. けじめ無き交わりの不許容と結婚の神聖化、すなわち有益化

2. 有益化の方法

イ. 動物の結婚と子作りの仕方への注意・・・血統・優秀な個体・壮年の選び

ロ. 右に準ずる人間の種族の場合の支配者の腕利きの必要

ハ. 右の理由・・・被支配者のための嘘と欺きという薬の使用から

ニ. 優秀な男女の最大の・劣等な男女の最少の交わり、前者の子の教育と後者の子の不教育

ホ. 支配者たち自身のみ秘密としての処置たるべきこと

ヘ. 何らかの祭典と供犠の式の法制定の下の結婚とその讃歌の制作

ト、支配者の裁量に待つ結婚の数、国家の一定の大きさの維持

チ、優秀者同士のみが結婚の運を得る巧妙な籤の作成により劣等者に不運のみを思わせ、支配者を責めさせない。

第九章 (4011-4013) 優秀者の結婚・育児法・適齢・適齢後・親族の識別

1. 戦争その他の機会に優れた働きを示した若者への婦人たちとの共寝のより多い許可
2. 優秀者の子の役職者への引渡し、保育所の保母への委ね、劣等者の子の秘密裏の隠し去り
3. 役職者の育児の世話の取り仕切り・・・自分の子をそれと母親には分からせない。
4. 子作りの適齢期のこと・・・女子は二十歳から四十歳、男子は二十五歳から五十五歳
5. 適齢期以外の子作りの不敬度と不正・・・それは犠牲と祈りを欠いての子作りである。
6. 適齢期でも支配者の差配以外の結婚の不正
7. 適齢期以後の近親者を除いた自由な交わりの許可、但し、子供は養育しないとの条件で
8. 親族の識別
  - イ、まっとうには識別は不可能

ロ、花婿になってから生まれた子の一定の期間に抛り、子供らすべてを息子ないし娘と呼ぶ。逆に、子らは父親と呼ぶ。孫・祖父・祖母・兄弟・姉妹の呼び方も同様

9. 兄弟と姉妹との結婚は籤とピュティアの神託の許可に拠る。

第十章 (4014-4023) 残る課題、婦女子の共有の善の問題

1. 考察の確認と残る考察

イ. 確認……以上が妻女と子供の共有である。

ロ. 課題……それが我々の国制であり、最善なものであることの論証

2. 考察の第一歩について……「最大の善」の何たるかの探求と婦女子の共有のそれへの合致如何の問いと

3. 国家の分裂という最大の悪、国家の統一という最大の善

4. 苦楽の共有と同じ特質の等しい喜びと悲しみとが国家の結合力、私有化は国家の分裂

5. 私有化の基……「私のもの」「私でないもの」「他人のもの」といった言葉の共同の不成立

6. 国家の統一は、逆に、その共同の成立である。

7. 統一ある国家とは一人の人間のあり方をする国家である……指なる部分の痛みも魂にまで届いて全体で痛みを感じる。

8. かかる理想国では一人の善悪は国そのものの喜びと悲しみとなる。

1. 設問・・・前章の結論で見たものを、我々の理想国において見ることが出来るか。

2. 検討作業の1

イ. 国家内の二階級の存在の確認・・・支配者と一般民衆と

ロ. 相互の呼び方・・・“同国民”としての

ハ. “同国民”という呼称以外の支配者の呼び方

1. 一般には“君主”

2. 民主国家では“支配者”

3. ソクラテスの理想国では“守ってくれる人たち” “助けてくれる人たち”

ニ. “同国民”という呼称以外の民衆の呼び方

1. ソクラテスの理想国では“雇ってくれる人々” “養ってくれる人々”

2. 他の国々では“しもべたち”

ホ. 支配者同士相互の呼び方

1. 他の国々では“同役たち”

2. ソクラテスの理想国では“守護者仲間”

プラトン『国家』内容梗概(第五卷)(水崎)

へ。支配者らが“同役たち”或いは“守護者仲間たち”の者を「身内の者」「よそ者」と呼ぶかどうか。

1. 他の国々ではそう呼ぶことがある。(自分に所属している・していないの区別感覚の存在)

2. ソクラテスの理想国では決してそうは呼ばない。(親兄弟視するから)

3. 検討作業の2

イ. 問い・・・“親兄弟”とはそう呼び合うことの法制定だけの問題か。それとも実際の行為をも伴うべきものとするか。

ロ. 回答・・・実際の行為をも伴うものである。

ハ. 演繹・・・ソクラテスの理想国では一人の幸・不幸を“私のこと”がうまく行っている“私のこと”が“うまく行っていない

とする。

ニ. 右の含意の再確認・・・苦楽の共有がそこにはある。

ホ. 結論・・・我々の国民は同じものをみなが共有しそれを“私のもの”と呼び、苦楽を共有する。

へ. 右の結論を導くもの・・・それは守護者の間での婦女子の共有である。

第十二章 (464b1-465d1) すべてが共有された理想国の善と美風

1. 同意の再確認・・・理想国における苦楽の共有の国家にとっての最善ということ

2. そこからの演繹・・・守護者における婦女子の共有こそが国家の最大善をもたらす原因である。

3. 婦女子の共有の主張のかつての主張（私有財産の所有の禁止）との整合

4. 以上からの期待

イ. 守護者は真実のそれになり、別々のものを“私のもの”として国家を分裂させることはず、“自分のもの”を同じく考え、苦楽を共有する。

ロ. 守護者相互の裁判事・訴訟事の消滅

1. 所有物をめぐって・・・私有物のないこと

2. 暴行・危害をめぐって・・・自分の身を守る義務のみが法として要求され、攻撃はあり得ない。

3. ここでの法は「気概」の発散による「気概」の満足により、より大きな争いへ赴かない正しさを持つ。

4. 年長者は年下の者の支配と懲戒の義務を持つ。

5. 年下の者からの暴行の皆無、〈恐れ〉と〈つつしみ〉との強力な見張り、親かも知れない者へのつつしみと加害相手への援助者たちへの恐れ

6. 我々の法よっての守護者たちの平和の実現

ハ. ロの故の、他の国民の守護者に対しての、また他の国民相互に対しての、離反の恐れの皆無

ニ. その他の禍の解消もあるが、多言は無用であろう。

## 第十三章 (465d2-467d4) 守護者の大なる幸福と自然本性に基づく共同の理論の確認

1. 理想国における守護者たちの幸福のオリュムピア競技の勝者のそれにも優ること
2. その理由・・・彼らの勝利は国家全体の保全であり、その国家からの報奨の多大と受ける埋葬の礼と
3. 守護者の今見られるところ

イ. 守護者たちの幸福は一体どうなるのだとの先の疑義に対して我々は一応の回答はこれを与えておいたが、今や彼らの幸福は他の階級並みということで見える必要はなくなった。

ロ. 守護者が守護者ならざる仕方では幸福たらんと企て国家を私有せんとするならば、「半分はある意味で全部より多い」としたへシオドスの智慧を思い知るだろう。

4. 「男女の同一任務」とその最善・自然本来の共同とのソクラテス認識への賛同の確認

## 第十四章 (467d5-468c7) 共同の実現可能性、男女と子供の共同出征

1. 残る課題・・・共同の実現可能性は如何
2. 戦い方は明らか・・・男女の共同出征と子供の携行
3. 子供の携行の目的



- イ. 戦争の見学と戦争の事柄の手伝いと両親の世話
  - ロ. 守護者の子供の教育は職人らのそれに優るべし。
  - ハ. 子供の前での守護者らのよりよき戦い
4. こどもの携行の危険に関して
- イ. 敗北に際する危険の大、国全体を再起不能にする危険
  - ロ. だが全く危険を回避するのではなく、或る危険は冒すべし。
  - ハ. 冒すべき危険はそれが成功裡に終わった時に子供がより優れた人間になるような機会にこそ冒される。
  - ニ. 戦争の見学は子供を優秀にするからには見学させる危険は冒すべし。
  - ホ. 但し、子供の安全の配慮は必要
1. 父親らは戦いの危険と安全とをよく判断すべし。
  2. 指揮官の力量の要求
  3. 馬術を子供に教えて見学と逃亡とに備えさせる。
5. 戦争におけるモラル
- イ. 戦列放棄と離反・武器の投げ棄ては兵士から格下げすべし。
  - ロ. 捕虜となった者の見捨て
  - ハ. 抜群の武功を立て名を馳せた者の榮譽

1. 加冠

2. 握手

3. 接吻の自由

ニ、「接吻の自由」という法規定に基づく褒美からの戦いの意欲の向上

ホ、右の法規定の素晴らしさ、すでに結婚の機会が多をも我々は定めていた。

第十五章 (4888-4993) 古風な栄誉の与え、敵どもの処遇

1. ホメロス流栄誉の与えの正当・・・名譽と体力の増強

2. ヘシオドス流栄誉の功名を立て戦死した者・また特に優秀な人への与え・・・金の種族・神靈としての埋葬

3. 敵どもの処遇

イ、ギリシア人によるまた他民族によるギリシア人の奴隸化の禁止

ロ、奴隸所有の禁止

ハ、死者からの武器以外のものの剥奪の禁止

1. それは敵との対戦からの逃亡である。

2. それは卑しくかつ貪欲なことである。

1. 敵の武器を神殿に奉納することの禁止
2. ギリシア人の土地を荒らすこと・家を焼くことの禁止・・・代わりに年毎の収穫の取り立て
3. 右の理由
  - イ. 内乱と戦争の別
    1. 「内乱」は身内と同族である者の間のこと
    2. 「戦争」はよその者と異民族に対してのもの
  - ロ. ギリシア人同士は身内・夷狄とは異民族
  - ハ. 内乱は病いに過ぎず本来身内でありやがては和解し合うべき苦の者の間でのこと
  - ニ. そこでの態度は収穫の取り立てが適切で穩当
  - ホ. 建設中の理想国はギリシア人の国であり、ギリシア人は優れた人々にして穩当でギリシアを愛し全ギリシアを身内のものと考え、宗教的行事を共にする。
  - ヘ. その戦いは善意をもっての正しである。
  - ト. 敵はただ内乱という不和の責任者のみ
4. 2の結論への同意と立法化

1. グラウコンの反省・・・国制の実現可能性の問題の先送りの恐れ（実現した場合の善については十二分に語られているし、付  
け足すことも十分あるが）

2. ソクラテスの恐れ・・・実現可能性の問題こそ第三の大浪である。

3. 問題を考えるために、その1

イ. 我々の探求の主題の再確認・・・それは〈正義〉と〈不正〉とであった。

ロ. 〈正義〉の探求の置かれている条件・・・〈正義〉の発見はそのまま〈正しい人間〉の存在を直接には意味しない。ただ出  
来るだけ正しくあることを要求するのみ

ハ. すなわち、以上の〈正義〉の探求は「模範」のそれであり、「模範」の現実的存在のそれではなかった。

4. 問題を考えるために、その2

イ. 最も美しい人間の模範を描いた画家はどのような人間の現実的存在の証明を求めらるべくもない。

ロ. 我々も理想国の模範を言葉で作成していたから言葉通りの国家統治の可能性の証明を求めらるべくもない。

ハ. 理想国実現の証明のための確認・・・「実践は言論より真理に触れることが少ないのだ」ということ

ニ. 右の確認の上で承知すべきこと・・・言葉通りが実際上も完全に行われることはないのだということ、「実現可能性」とはた  
だ言葉への近似において満足すべきこと

第十八章 (473b4-474c7) 〈哲人王〉の思想〈

1. 次なる課題・・・理想国実現のための最小限の変革とは何か。
2. 答えの予想・・・一つの困難だが可能なことであるそれ、すなわち、〈哲人王の思想〉
3. ソクラテスの答えのあまりにも逆説的であることへのグラウコンの批評とそのソクラテスへの好意
  - イ. 批評・・・不審な者どもの猛攻
  - ロ. 好意・・・励ましとソクラテスとの適切な問答の引受けと
4. グラウコンの好意を受けてのソクラテスの猛攻への対応・・・〈哲学者〉の正確な規定によるその立場の防禦

第十九章 (474b8-475a3) 〈哲学者〉規定のための基本的分析からの帰結とそこでの不審

1. 〈哲学者〉の規定のための最初の分析・・・“親しんでいる”ということはその愛好対象の一部のみをではなく、そのすべてに親しむのだということ
2. そのような事例
  - イ. 少年愛の場合・・・どのような少年にも見所を見つけて
  - ロ. 酒好きの場合・・・あらゆる酒をあらゆる口実で

プラトン『国家』内容梗概(第五卷)(水崎)

ハ・名譽の愛好の場合・・・あらゆる機会に名譽を得ようとする。

3. 帰納法的確認・・・欲求者とはその欲求対象のすべてを欲求していること

4. 演繹・・・〈哲学者〉も智慧を欲求する者としてすべての智慧を欲求する。

5. それ故の結論

イ. 学習について好き嫌いを言う者は〈好学者〉でも〈愛知者〉でもない。(食べ物の好き嫌いを言う者は、腹が減ってはいないのだし、また偏食家に過ぎないように)

ロ. どんな学問でも選り好みせず味わい知ろうとする者、喜んで学習に赴いて飽くことを知らない者こそ哲学者

6. 結論を前にしてのグラウコンの不審・・・見物好き・聞き耳を立てるものなど奇妙な連中も哲学者的である。

7. ソクラテスのその否定

第二十章(475e3-477b8) 〈哲学者まがい〉と〈真実の哲学者〉とを区別することへ

1. 哲学者まがいと真実の哲学者との区別・・・後者が真実を見ることをこそ愛するのである。

2. 〈真実を観る〉ということの説明

イ. 〈美〉と〈醜〉との反対とその二

ロ. 「 」であることの意味とはそれぞれが「 」であるということ

ハ. 〈正〉と〈不正〉 〈善〉と〈悪〉およびすべての「エイダス」(実相)についても同様

1. それ自体としては「一つ」である。

2. いろいろの行為や物体と結びつき相互に結びつき合い至るところにその姿を現わし、「多」として現われる。

3. 右の「エイダスの一、現われの多」との区別を基にして〈哲学者まがい〉と〈真実の哲学者〉とを区別すること

4. それぞれについて、その1(それぞれの愛着のあり方)

イ. 〈哲学者まがい〉は美しい声・美しい色・美しい形などに愛着するが、〈美〉そのものの本性を見極めこれに愛着することはしない。

ロ. 〈美〉そのもの今まで到達しこれをそれ自体として観得し得る少数者の存在

5. それぞれについて、その2(夢を見て生きているか・覚醒して生きているか)

イ. 「多」は認めるが「一」は認め得ない者の生は夢を見ての生である。似像をそれとは考えず実物と思ひ込む生

ロ. 〈美〉そのものの確在を信じ、それ自体とそれを分け持っているものとをともに観てとる能力を持ち、両者を取り違えすることはしない者の生は、覚醒しての生である。

ハ. イロの区別から

1. ロのあり方をする者・・・本当に知っているあり方をしてから、その精神は知識である。

2. イのあり方をする者・・・思惑しているだけだから、その精神のあり方は思惑

6. 思惑する者からの右の区別の拒絶に対する対処

プラトン『国家』内容梗概(第五卷)(水崎)

一八八七

イ. 「知る」ことは「何か」をこそ知ることの確認

ロ. 「何か」とは「ある」ものであること

ハ. ロの意味するところの確認・・・完全にあるものは完全に知られ、全くあらぬものは全く知られ得ないこと

ニ. 「あり」かつ「あらぬ」ような性格のもの位置づけ・・・純粹にあるものと全くあらぬものとの中間でこそ

ホ. ハを前提し〈あるもの〉には〈知識〉〈あらぬもの〉には〈無知〉が対応するのだとすれば、ニの中間的なものに対応するものは〈知識〉と〈無知〉との中間者とならう。

ヘ. 「思惑」の存在とそのあり方の考察・・・〈知識〉とは別である。

ト. その帰結・・・〈思惑〉と〈知識〉とはそれぞれ自分に固有の能力に応じて別々の対象に配されている。

チ. 先ずは一つの確認・・・〈知識〉は〈あるもの〉を対象とする。

リ. 〈思惑〉の対象の検討のためには或る区別の必要が予想される。

## 第二十一章 (477c1-478d7) 〈思惑〉とその対象との問題

### 1. 〈思惑〉の対象を検討するために先ず或る区別の問題から

イ. 〈能力〉の確認・・・それは「我々や他のすべてのものをして、それぞれが為し得るところのことを為し得るようにさせる力」である。例・・・視覚、聴覚



ロ. 〈能力〉の識別の問題

1. 〈能力〉以外の他のものは、色・形その他の性質で区別し得る。

2. 〈能力〉は、その関わる対象とその為し遂げる働きに注目し得るのみである。これを標識として〈能力〉を命名し異同を語る。

2. 〈能力〉の識別の考察から〈知識〉と〈思惑〉を見る。

イ. 〈知識〉は能力の一種である。

ロ. 〈思惑〉も能力の一種である。

3. 再確認・・・〈知識〉と〈思惑〉との同一ならざること

4. 今、その理由づけを・・・誤ることのないものと誤り得るものとは別である。

5. 4と1のロの2とにより・・・〈知識〉と〈思惑〉とは関わる対象が別である。

6. 〈知識〉の対象は〈あるもの〉である。

7. 問い・・・〈思惑〉の能力は〈思惑すること〉だとしてその対象は〈知識〉のそれと同一であるか。

8. 解答・・・1のロの2と34から、〈知識〉の対象と〈思惑〉のそれとは同一ではあり得ない。

9. 〈知識〉の対象である〈あるもの〉とは〈知られるもの〉であれば、〈知られるもの〉とは区別さるべき〈思惑されるもの〉とは〈あるもの〉とは別である。

10. 〈思惑〉の対象である〈思惑されるもの〉は如何に〈あるもの〉とは別であるか。

- イ. 問い・・・それは〈あらぬもの〉として別であるか。
- ロ. 回答・・・それは不可能、何故なら、〈思惑〉はとにかく〈何か一つのもの〉をこそ思惑するのであり、かつ〈あらぬもの〉はその〈何か一つのもの〉ではないのだから。
11. 先の対応づけの再確認
- イ. 〈あらぬもの〉には〈無知〉を
- ロ. 〈あるもの〉には〈知識〉を
12. 10と11とからする結論
- イ. 〈思惑〉は〈あらぬもの〉をも〈あるもの〉をも対象とはしないこと
- ロ. それ故、〈思惑〉は〈知識〉でも〈無知〉でもないこと
13. 〈思惑〉が〈知識〉と〈無知〉から排除されるそのあり方
- イ. 〈思惑〉は明確さにおいて〈知識〉を凌ぎ不明であることにおいて〈無知〉を越えるのであるか。否である。
- ロ. 〈思惑〉は〈知識〉と比較して暗く〈無知〉に比較して明るい。すなわち、両極の内、つまり中間にある。
14. 前章6のニホの再確認
- イ. 〈ありかつあらぬ〉ようなものは〈純粹にあるもの〉と〈全くあらぬもの〉との中間に位置づけられる。
- ロ. それに対応するものは〈知識〉と〈無知〉との中間に現われる。
15. 結論的確認・・・その中間に現われるものとは〈思惑〉であった。

1. 残る目下の課題・・・〈ある〉と〈あらぬ〉とを分けもち純粹にはどちらであるとも呼べないものの發見
2. 〈美〉はそのものを認めず〈美〉のアイデアを信じずに〈多くの美しいもの〉のみを認める者への問い・・・それら〈多〉は  
    〃そのものであらぬ以上にそのものである〃とは言えない。
  - イ. 多くの美しいものは醜くも現われる。
  - ロ. 多くの正しいものは不正にも見える。
  - ハ. 多くの敬虔なものは不敬虔にも見える。
  - ニ. 多くの二倍のものは半分だともみなされる。
  - ホ. 大きい・小さい・軽い・重いと呼ばれるものもその反対の呼ばれ方をされる。
3. 結論の要求
  - イ. 結論・・・〈多なるもの〉は〈ある〉と〈あらぬ〉の中間にこそ位置づけるべし。
  - ロ. その理由・・・〈より一層あらぬ〉という方向では〈あらぬもの〉以上には暗くはなく、〈より一層ある〉という方向では〈あるもの〉以上に明るくは現われない。
4. 結論からの結論・・・多くの人々の〈多くの美しいものども〉だけを認める考えは純粹に〈あるもの〉と純粹に〈あらぬもの〉との中間を彷徨うものである。

5. 再確認・・・それら〈中間のものども〉とは〈思惑されるもの〉であり決して〈知られるもの〉ではない。

6. 結論

イ. 〈多〉は見るが〈二〉を観得することなくその観得への導きにもついて行けぬ者らはただ思惑するのみ

ロ. 恒常不変に同一のあり方を保つものを観得する人はまさに知っている。

ハ. ロの人は〈知識〉の対象をこそ愛している。

ニ. イの人は〈思惑〉の対象を愛している。

7. また更に最終的結論

イ. 6のイの人は〈思惑愛好者〉である。

ロ. 6のロの人こそまさに〈愛知者〉である。